| 半島振興対策実施地域の名称 | 地区 | 計画を策定した者 | 計画の期間 |
|---|---|---|---|
| 南房総 | 千葉県館山市 | 館山市長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |
| | 千葉県勝浦市 | 勝浦市長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |
| | 千葉県鴨川市 | 鴨川市長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |
| 能登 | 富山県氷見市 | 氷見市長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |
| | 石川県七尾市 | 七尾市長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |
| | 石川県羽咋市 | 羽咋市長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |
| | 石川県かほく市 | かほく市長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |
| | 石川県河北郡津幡町 | 津幡町長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |
| | 石川県河北郡内灘町 | 内灘町長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |
| | 石川県羽咋郡宝達志水町 | 宝達志水町長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |
| | 石川県鹿島郡中能登町 | 中能登町長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |
| 紀伊 | 三重県志摩市 | 志摩市長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |
| | 三重県多気郡明和町 | 明和町長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |
| | 三重県度会郡度会町 | 度会町長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |
| | 三重県南牟婁郡御浜町 | 御浜町長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |
| | 和歌山県海南市 | 海南市長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |
| | 和歌山県橋本市 | 橋本市長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |
| | 和歌山県御坊市 | 御坊市長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |
| | 和歌山県田辺市 | 田辺市長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |
| | 和歌山県紀の川市 | 紀の川市長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |
| | 和歌山県岩出市 | 岩出市長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |
| | 和歌山県有田郡広川町 | 広川町長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |
| | 和歌山県日高郡みなべ町 | みなべ町長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |
| | 和歌山県日高郡日高川町 | 日高川町長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |
| 北松浦 | 佐賀県伊万里市 | 伊万里市長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |
| 国東 | 大分県速見郡日出町 | 日出町長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |
| 薩摩 | 鹿児島県いちき串木野市 | いちき串木野市長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |

**○総務省・農林水産省・国土交通省告示第四号**

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十六項及び第二十八条の九第十七項の規定に基づき、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十五年五月三十一日

総務大臣　新藤　義孝
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏
国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十六項及び第二十八条の九第十七項の規定に基づき、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区内及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画（以下「計画」という。）のうち計画基準を満たすものに係る地区として総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が指定する地区は、次に掲げる地区とする。

| 離島振興対策実施地域及びこれに類する地区の名称 | 地区 | 計画を策定した者 | 計画の期間 |
|---|---|---|---|
| 志摩諸島 | 三重県志摩市　渡鹿野島、間崎島 | 志摩市長 | 平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで |